⒀　施工体制確認のヒアリング　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照。）。なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

⒁　申請書等に対する留意事項　競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

⒂　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

⒃　技術提案に基づく技術提案書の採否　技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。

⒄　詳細は、入札説明書による。

別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書の交付期間平成25年11月21日から平成26年２月17日まで

②　図面、仕様書等の交付期間　平成25年11月21日から平成26年２月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（平成25年12月28日から平成26年１月５日まで）（以下、「休日」という。）を除く。）

③　申請書等の受付期間　平成25年11月22日から平成25年12月26日までの休日を除く毎日、10時から16時まで

④　入札の受付期間　平成26年２月14日10時00分から平成26年２月17日12時00分まで（休日を除く。）

⑤　開札日時　平成26年２月19日10時00分

⑥　入札保証金の納付等の受付期間　平成26年１月31日から平成26年２月17日まで休日を除く毎日、10時から16時まで〔利付国債の提供の場合は平成26年２月４日まで〕

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazushige Umeyama Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Nabeta, Kiso River

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 26 December 2013

⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 14 February 2014 to 12 : 00 (noon) 17 February 2014 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 14 February 2014 to 12 : 00 (noon) 17 February 2014 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 14 February 2014 to 12 : 00 (noon) 17 February 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 11 月 21 日

支出負担行為担当官

四国地方整備局次長　丸山　隆英

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

○第 11 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　撫養港海岸桑島瀬戸地区堤防改良工事（その７）

⑶　工事場所　徳島県鳴門市撫養町大桑島

⑷　工事内容　地盤改良工１式、撤去工１式、建物解体１式、安全管理１式

⑸　工期　契約締結日から平成27年１月30日まで

⑹　本工事は、入札時に、３⑴①に示す特定評価項目１、２及び３に係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型・３テーマ））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑻　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑽　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。

⑾　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が950点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　特定評価項目１、２及び３に係る技術提案が適正であること。

また、技術提案が適正と認められない場合に設計図書（特記仕様書、図面、共通仕様書）に記載された内容（以下「標準案」という。）に基づいて施工する意志がある場合又は、技術提案を行わず標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案に基づいて施工する旨の資料を作成し提出すること。

⑹　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体においては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）